

# 大阪狭山市地域福祉計画推進協議会設置要綱

平成21年6月30日

大阪狭山市要綱第26号

## (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき大阪狭山市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び見直しを行うとともに、その円滑な推進を図るため、大阪狭山市地域福祉計画推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進協議会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉活動及び市民のニーズ、意見等の把握に関すること。
- (2) 計画に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 計画の策定に関すること。
- (4) 計画の進行管理及び評価に関すること。
- (5) 計画の見直しに関すること。
- (6) その他計画の策定及び推進に必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 推進協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 社会福祉を目的とする団体及び事業者の代表
- (4) 保健、医療又は福祉施設等の関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 推進協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 推進協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、最初に行われる推進協議会の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(大阪狭山市地域福祉計画運営協議会設置要綱の廃止)

3 大阪狭山市地域福祉計画運営協議会設置要綱(平成17年大阪狭山市要綱第51号)は、廃止する。

大阪狭山市地域福祉計画推進協議会 委員名簿

(平成21年7月1日現在)

選出区分	団体名及び職名	氏名
学識経験者	大阪府立大学人間社会学部 准教授	◎小野 達也
市 民		岩田 幸
		野並 亮介
		宮崎 好則
社会福祉を目的とする団体又は事業者の代表	社会福祉法人大阪狭山市社会福祉協議会 会長	○酒谷 完
	社会福祉法人大阪狭山市社会福祉協議会 地区福祉委員会委員長連絡会 副会長	辻 信夫
	大阪狭山市民生委員児童委員協議会 会長	吉川 啓子
	大阪狭山市身体障害者福祉協議会 会長	田中 三郎
	特定非営利活動法人あんずの会 監事	佐々木 光夫
	大阪狭山市精神障害者家族会 大阪狭山つくし会 副会長	鎌 苺 鈴子
	大阪狭山市母子寡婦福祉会 会長	白井 幸栄
	大阪狭山市老人クラブ連合会 顧問	横井 覚
保健、医療又は福祉施設等の関係者	特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ 大阪狭山 副代表	柴田 忠克
	大阪府富田林保健所 企画調整課 主査	大西 聖子
	大阪府富田林子ども家庭センター 所長	木村 百合
	社団法人大阪狭山市医師会 会長	辻本 雅一
市長が必要と認める者	社会福祉法人享佑会 施設長兼総合事務長	福田 利次
	大阪狭山市地区長会 幹事	岩松 則俊
	大阪狭山市婦人会 会計監査	山中 チエ子
	大阪狭山市ボランティアグループ連絡会 副会長	稲田 理代
	大阪狭山市人権協会 副会長	松本 節子
	てととクラブ 代表	金 宣子
	コミュニティソーシャルワーカー（第三中学校区）	田崎 哲也
	コミュニティソーシャルワーカー（南中学校区）	牧野 洋平
コミュニティソーシャルワーカー（狭山中学校区）	野口 由美	

(敬称略 ◎は委員長、○は副委員長)